|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| 補助対象エリア | 市内全域（ただし、特定エリアは上乗せ補助）  特定エリア：白銀町、鉄輪町１丁目、本町１・２丁目、清水町１・２丁目、  神楽町１・２丁目、相生町、蓬莱町  　　　　　　その他特定エリアに隣接し、委員会が認めるもの |
| 補助対象事業 | 観光客等の誘客につながる店舗等の魅力向上に係るリノベーション、新築 |
| 補助対象期間 | 交付決定日から事業完了の日まで  （事業は遅くとも当該事業年度の２月１５日（ただし、令和４年度においては、３月１０日）までに完了するものとする。ただし、年度を跨る事業の場合は、予め事業認定を受けた上で、１回限り年度を跨ることが可能。） |
| 補助率及び  補助限度額 | １　通常物件  （１）特定エリア　　補助率：２／３　補助限度額：３００万円  （２）域外　　　　　補助率：１／３　補助限度額：１５０万円  ２　大型物件  （１）特定エリア　　補助率：２／３　補助限度額：２，０００万円  （２）域外　　　　　補助率：１／３　補助限度額：１，０００万円 |
| 補助対象経費 | 補助対象事業に必要な経費のうち次に掲げるもの（補助対象期間中に補助対象業者が支払ったものに限る）。  １　建物改修工事費（設備工事、外装工事、内装工事、解体工事、建替  工事、新築工事等）  ２　工事と一体的なものとして必要となる委託料（設計や廃棄物処理等）、役務費（設計や廃棄物処理等）、各種機材の賃借料  ３　設備導入費  ４　専門家謝金  ５　耐震検査費・耐震工事費（ただし、大型物件のみ） |
| 補助金加算要件及び加算上限額 | １　通常物件  　地元食材を活用した飲食店、土産品店、実演販売（食べ歩き）を行う店舗等に対し加算する。  （１）特定エリア　　補助率：２／３　補助限度額：１００万円  （２）域外　　　　　補助率：１／３　補助限度額：５０万円  ２　大型物件  　耐震検査又は耐震工事を行う場合に加算する。  （１）市内全域　　　補助率：１／３　補助限度額：３００万円 |

補助対象とならない経費

　・ＩＣクレジットカード等の基本料、初回登録料、保守経費、運営経費、振込手数料

　・グループの各企業の間の取引にかかる費用

　・建物改装費であっても物置の設置、防犯カメラの設置等、補助事業者の内部管理にかかるもの

　・不動産の購入費、保証金、敷金、保険料、公租公課（消費税および地方消費税額を含む）

　・消耗品の購入に要する経費（例：食器、ハンガー、文房具、工具等）

　・飲食費、接待費、交際費、遊興・娯楽に要する費用

・自動車等車両（「減価償却資産の耐用年数 等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）」の「機械及び装置」区分に該当するものを除く）

・汎用性があり、目的外使用になり得るもの（ＰＣ周辺機器（ハードディスク・ＬＡＮ・

Ｗｉ－Ｆｉ・サーバー・モニター・スキ ャナー・ルーター、ヘッドセット・イヤホン等）・電話機・家庭および一般事務用ソフトウェア・テレビ・ラジオ・その他汎用性が高く目的外使用になりえるもの）

　・直接売上や利益につながる費用

・フランチャイズ契約、代理店契約等における保証金、加盟金、契約金等

　・代理店契約等における保証金、加盟金、契約金等

　・他の国、県、市町の補助金により、補助対象となっているもの

　・その他、公的資金の使途として社会通念上、不適切と判断する経費

＜ス キ ー ム＞

事業者

敦賀市店舗等魅力向上支援事業

福井県

敦賀商工会議所

運営委員会（審査会）

期間　　令和４年度～令和８年度

補助金

（９億円）

敦賀市

融資協力

金融機関

